

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

| | | |
|----------------------------|----------------------|--|
| 処 分 の 名 称 | | 庁舎使用許可 |
| 根拠条例・規則等名 | | 庁舎管理規則 |
| 条 項 | | 規則第 7 条 |
| 所 管 部 課 | | 財政局 財政部 庁舎管理課（電話：048-829-1173） |
| 審 査 基 準 | 基 準 (未設定の場合はその理由) | 以下の要件を全て満たすこと。 (1) さいたま市の事業目的に資すると認められるものであること。 (2) 申請した目的以外の目的に使用しないこと。 (3) 使用にあたっては、さいたま市庁舎管理規則を遵守すること。 |
| | 設定等年月日 | 平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正 |
| 標 準 処 理 期 間 | 期 間 (未設定の場合はその理由) | 14 日 |
| | 設定等年月日 | 平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正 |
| 備 考 | | |